

11月、12月は「耕作放棄地解消強化月間」です

～農地いきいきキャンペーン～

近年、農業者の高齢化と担い手不足により、耕作放棄地が増加し、農地が十分に活用されていない状況となっています。

そこで、11月、12月の「耕作放棄地強化月間」に“地域ぐるみで農地を守る日”を設けて、耕作放棄地を発生させない取組を実践しましょう！

①地域で農地を考える日

地域で農作物の作付状況や不作付け地、農道・水路の状況について話し合しましょう。

②一斉耕うんの日

土づくり・雑草防除・景観保全のために地域ぐるみで一斉に「耕うん」をしましょう。

③一斉草刈りの日

耕作放棄地やイノシシの隠れ場となる山際等の「草刈り」にみんなで取り組みましょう。

◆耕作放棄地の再生・利用状況



耕作放棄地



再生された水田

耕作放棄地の所有者に代わって、農作物が栽培できるように再生する活動を行う方に、必要な経費を支援する制度もあります。

お問い合わせ先

鏡野町産業観光課

電話(0868)54-2987

農業者年金について

～女性農業者の皆さんへ あなた自身の年金を！～

老後の備えは万全ですか？

現在65歳の日本人の平均余命は、男性が19年(84歳)、女性が24年(89歳)です。女性の老後は男性以上に長い道のりです。農業者年金受給者は、更に長生きされる傾向にあります。

**女性農業者の長い老後を
しっかりサポートします！**

農業者の老後の生活の収入は 国民年金+農業者年金が基本です！

国民年金の支給額は月額最高6万5千円、夫婦お二人で約13万円です。一方、高齢農家の家計費は夫婦お二人で23万8千円が必要となるデータがあります。➡**月額約10万円不足！**

**国民年金の不足分をしっかり
カバーします！**

家族経営協定を結べば保険料の 国庫補助も受けられます。

認定農業者で青色申告をしている方と家族経営協定を結んで農業経営に参画している配偶者も保険料の国庫補助が受けられます。

女性の農業経営への参画をしっかりと応援します！

農業者年金の加入には農地の 権利名義は要りません。

ご主人だけが農業者年金へ加入していたとしたら、先にご主人が亡くなった時、あなたの老後の支えは国民年金だけになってしまいます。一人一人の備えが大切です。

自らの力で老後に安心を！

詳しくは・・・

農業者年金基金

検索

お問い合わせ先

独立行政法人農業者年金基金

電話(03)3502-3199(相談員)

電話(03)3502-3942(企画調整室)

ホームページ [http:// www.nounen.go.jp/](http://www.nounen.go.jp/)

